

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事で子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 2024年10月1日から2029年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得促進（年間15日以上）

（対策）

- 2024年10月～ 毎月開催される労使協議会での有給取得フォロー実施
- 2024年10月～ 各課・室長より有給15日以上取得への衆知と徹底
各部署毎に月初での個人有給計画策定
- 2024年10月～ 取得実績の社内イントラネット（業務ポータル）での公開
- 2024年10月～ 各課室長へ取得実績メール展開

目標2：育児休暇取得率アップ 男性社員 → 1名以上（計画期間内）
女性社員 → 出産者の70%以上

（対策）

- 2024年10月～ 育児休暇制度の社内イントラネットでの公開状況、再展開
- 2025年 4月～ 促進に向けた職制へのパンフレットの配布
- 2025年 4月～ 実績の把握と公開

目標3：所定外労働時間を削減する為、間接部門よりノー残業デーの設定・拡大

（対策）

- 2024年10月～ 残業削減への間接部門業務改善の推進
- 2024年10月～ 間接部門ノー残業デーの設定（1回/週）
- 2024年10月～ 一部直接部門へのノー残業デー設定検討